

新	旧
<p>別 紙</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア 目的 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、令和3年7月末までに高齢者向けのワクチン接種を終えることができるよう、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を強化することを目的とする。</p> <p>イ 実施者 都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者</p> <p>ウ 内容 令和3年7月末までの間、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。 <u>このほか、(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の定めるところにより、(21) ウ（イ）②病院における取組の「病院が特別な接種体制を確保した場合の支援」を行う（新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業）。</u></p> <p>エ 留意事項 （ア）～（ウ） （略）</p>	<p>別 紙</p> <p>令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア 目的 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）について、令和3年7月末までに高齢者向けのワクチン接種を終えることができるよう、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣することで、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制を強化することを目的とする。</p> <p>イ 実施者 都道府県、市区町村及びその他厚生労働大臣が認める者</p> <p>ウ 内容 令和3年7月末までの間、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</p> <p>エ 留意事項 （ア）～（ウ） （略）</p>

(10) ~ (20) (略)

(21) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業ア 目的

新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、各都道府県において接種会場を設置するなどにより、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とする。

イ 実施者

都道府県

ウ 内容(ア) 大規模接種会場の設置等

新型コロナウイルスワクチンの接種会場を設置、運営することにより、市区町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行う。

(イ) 個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。

① 診療所における取組

- ・ 週 100 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行った場合
- ・ 週 150 回以上の接種を 7 月末までに 4 週間以上行った場合
- ・ 50 回以上／日の接種を行った場合

② 病院における取組

- ・ 50 回以上／日の接種を行った場合
- ・ 特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、7 月末までに 4 週間以上あった場合

エ 留意事項(ア) 大規模接種会場の設置等

- ・ 大規模接種会場は、原則、概ね 2 か月から 3 か月程度、接種が可能であること。
- ・ 接種会場の設置に当たっては、管内市区町村と連携し、医療従事者等の確保や接種体制等を勘案し、複数の市区町村の接種体制を補い、効果的・効率的な接種を進めることを前提とした規模とすること。
- ・ 接種会場の設置に当たっては、新型コロナウイルス感染の拡大防止対策を行うこと。

(イ) 個別接種促進のための支援

(10) ~ (20) (略)

(新設)

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ（イ）の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。</u></li> <li>・ <u>支援の対象期間は、令和3年5月10日の週から7月末までとする。</u></li> <li>・ <u>ウ（イ）②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。</u></li> </ul>	